

キャプティブ・ベンチマーキング・レポート 2013年版 エグゼクティブ サマリー

変動するキャプティブ業界における チャンスの探求



2013年 5月

はじめに

第6回マーシュ・キャプティブ・ベンチマーキング・レポートをご拝読頂きありがとうございます。今年は、基本に立ち戻り、キャプティブ・オーナーの最大の関心であるキャプティブのコアなベンチマーキング・データに焦点を当て、全世界のキャプティブ業界の視点から今後の展望を考察しました。

私共の手元にある過去5カ年のベンチマーキング・データを振り返ることで、キャプティブを活用している企業が属する業種・ドミナイル・引受カバーなどについてそれぞれ包括的なトレンドにハイライトを当てると同時に、業種毎の視点から、主要なベンチマーク・データや説得力のある発見を得ることができたと自負しております。さらに、本レポートの将来バージョンに役立てるべく、新しく革新的なキャプティブ関連データを取り入れました。

私共は、本レポートの中でハイライトを当てた情報やトレンドは、皆様にとって価値の高いものとなることを確信しております。

マーシュ・グローバル・キャプティブ・ソリューションズを構成する453人のキャプティブ・スペシャリストを代表して、本レポートにご関心を向けていただきましたことに感謝の気持ちを表すと共に、皆様にはマーシュのクライアント・エグゼクティブあるいは私共キャプティブ・ソリューションズのメンバーにコンタクトしていただき、本レポートについてのご理解を深めていただければ幸いです。



ジュリー・ブッシャー
キャプティブ・ソリューションズ
プラクティス・リーダー
アメリカ



イアン・克蘭シー
キャプティブ・ソリューションズ
プラクティス・リーダー
EMEA パシフィック

エグゼクティブサマリー

今回のレポートでは、マーシュがその運営を担当している1,220以上のキャプティブがベンチマークの対象となった。そのうち886社がベンチマーク分析の対象に選ばれたが、これは全世界のキャプティブの約15%に相当する。以下はマーシュの2013年キャプティブベンチマーキングレポートから抜粋した主な分析結果をまとめたものである。

地域別キャプティブオーナーの分布

- キャプティブオーナーの70%は米国に拠点を置いており、24%がヨーロッパ、6%がアジア太平洋地域と続く。
- 米国系のキャプティブオーナーの中ではバーモント州が1位にランクされ、ヨーロッパ系ではルクセンブルグ公国、アジアではシンガポールがそれぞれ1位となっている。
- ラテンアメリカではリスク移転の代替手法に対する関心が高まっており、その導入事例の数も飛躍的に増えつつある。ラテンアメリカ系企業の多くは、比較的大規模な自家保有プログラムと従来のリスク移転手法を組み合わせたリスクファイナンス戦略を検討するのに十分な規模の財務状況である。その上、キャプティブ活用に関するビジネス上のメリット、運用面の特性および財務面のメリットなどへの理解に努めている。

キャプティブの種類

- 過去30年来、キャプティブの大多数は単一の親会社を持つキャプティブ（ピュア・キャプティブ）である。本レポートはピュア・キャプティブのみ焦点を当てており、複数の親会社によって保有されるグループ・キャプティブには言及していない。
 - ピュア・キャプティブ：84%
 - セル・キャプティブ：3%
 - リスク保有組合：4%
 - グループ・キャプティブ／その他：9%
- レンタキャプティブや保護セル会社、リスク保有組合などの特殊なキャプティブ形態の活用は増加傾向にある。

ドミサイル全般および新興ドミサイル

- 上位3か所のドミサイル（英領バミューダ諸島、英領ケイマン諸島、米国バーモント州）が全世界のキャプティブの36%を占める。
- 米国では、31の州及びコロンビア特別区、プエルトリコ米国自治連邦区、米国領バージン諸島でキャプティブ関連法が制定されている。
- ここ5年ほどの間に、米国オレゴン州、ニュージャージー州、コネチカット州およびルイジアナ州などキャプティブ関連法を有する数々の新興ドミサイルが台頭してきている。
- 米国ではその他にも、メリーランド州、テキサス州等で、キャプティブ・ドミサイルとしての発展を視野に入れた新たなキャプティブ関連法が提議されている。
- さらに、米国フロリダ州、テネシー州、オクラホマ州、メイン州などでは自州におけるキャプティブ数の伸びを目の当たりにして、キャプティブオーナーにとってより利便性が高く魅力的なドミサイルとなるべく、戦略的な法改正を行っている。
- 世界的には、欧州連合に属するマルタなどのドミサイルが引き続き人気を博しており、とりわけドイツ企業に高い人気がある。
- アジア太平洋地域では、ミクロネシア連邦がドミサイルとして成長してきており、現在9つのキャプティブが設立されている。

キャプティブの投資ポートフォリオ

- 多くのキャプティブでは、関連会社への出資または親会社への貸付を行っており、特に、2008年の経済危機以来、増加傾向にある。この背景には手元流動性資金の必要性が高まっている中、キャプティブに多額の資金を据え置くことが出来ない事情がある。結果的に、比較的低い運用収益に留まっている。しかしながら、投資マネージャーや社内資金運用者の力を借りれば、キャプティブでより大きな利回りを得ることは十分に可能である。

再保険手配

- マーシュが運用を担当するキャプティブのうち約43%は再保険を手配している。この割合は親会社が所在する地域により様々であるが、アジア、オーストラリア、中東およびアフリカなどに所在する企業のキャプティブが最も高い割合で再保険カバーを購入している。
- 「再保険を手配している」という定義には該当しないが、米国ではテロリズムリスク保険法（TRIA）およびその改正法により後ろ盾された保険カバーがキャプティブに付保されており、標準的なテロリスクや、核、生物、化学、放射線等に関連する付保対象外の危険への財務的損失を回収する手段となっている。TRIAは延長措置が取られない限り2014年12月31日で期限切れとなる。2019年まで延長措置法案が提案されたが、いかなる延長手段も現行のTRIAカバー加入者に影響をもたらし、カバーの内容が制限される可能性があると考えられている。

従来型対非従来型のキャプティブ活用

- 従来型のキャプティブ活用形態として一般的な引受種目は、引き続き、その保険料規模の順に、一般賠償責任保険／第三者賠償責任保険、財物保険、雇用者責任保険／労災保険、自動車賠償責任保険、専門職賠償責任保険である。
- 非従来型については、米国の従業員福利厚生費用（記者注：生命保険、健康保険、所得補償保険、退職年金等）を対象とするキャプティブ活用例に著しい伸びはまだ見られないが、医療保険をファンディングする際にストップロス保険を手当てする手法が少しずつ増えている。さらに、多くのキャプティブが様々な金融取引に関する補償（犯罪、政治的リスク、取引信用、保証、知的財産）を引受けている。サプライチェーンに関するリスクについてもわずかであるが増加傾向にあり、サイバー・セキュリティ関連の賠償責任についてもキャプティブでの引受が見られる。

第三者ビジネス

- キャプティブの10%が顧客信用保険、延長保証、共済や、従業員福利厚生費用（生命保険、健康保険、所得補償保険）等、ある程度の第三者リスクの引受を行っている。キャプティブオーナーは、収益源の多様化、収益性の向上、税法上の保険料損金処理に必要な外部リスク引受を追及し続けることが予想されることから、第三者ビジネスの引受傾向は今後も増加が見込まれる。

キャプティブのサイズ

- 44%のキャプティブでは保険料ボリュームが5百万米ドル未満である。これは典型的な保険料ボリュームのキャプティブは存在しないということを示唆している。しかしながら、この結果はキャプティブ活用を動機付ける保険料ボリュームは、中小企業と大企業とで異なるということも示唆している。

複数キャプティブを所有するオーナーとキャプティブ活用状況の変化

- キャプティブに関する業界データ（本レポートの対象である886社を含む）のベンチマークでは、およそ690社のキャプティブが複数のキャプティブを所有する親会社により所有され、その数は299社に上る。これら299社のうち58%が米国法人である。

業種別キャプティブオーナーの内訳

- 金融機関は引き続き最大のキャプティブユーザーであり、ヘルスケア（医療サービス）関連企業が僅差でこれに追随する。これらの上位業界以外では小売・消費生活用製品製造業系と一般製造業系で、市場占有率はほぼ同じ割合となっている。これらを合算すると全世界のキャプティブの54%を占めていることになる。
- 金融機関は、E&O賠償責任など巨額な専門職賠償責任リスクに対するファンディングにキャプティブを活用している。また、第三者ビジネスのポートフォリオとして、顧客に提供している保険商品を積極的に引受けている。
- ヘルスケア関連企業は、従来同様バランスシートのコントロールにキャプティブ活用の意義を見出しており、医療機関賠償責任、専門職賠償責任および一般賠償責任のリスクマネジメント・プログラムにキャプティブを活用している。

マーシュについて

保険仲介およびリスクアドバイザーの世界的リーディングカンパニーである Marsh Inc. は、世界 100 ヶ国以上でそのサービスを提供しています。従業員数は約 26,000 名です。マーシュブローカー・ジャパン株式会社はマーシュ・インクの日本における拠点のひとつです。マーシュは、グローバル・プロフェッショナル・ファームである Marsh & McLennan Companies (MMC) の一員であり、MMC はマーシュの他、ガイカーペンター（リスクおよび再保険スペシャリスト）、マーサー（人事関連コンサルタント）、そしてオリバーワイマン（経営コンサルタント）の各社を傘下に置き、総従業員数は約 53,000 名、年間総収入は 110 億米ドルを超え、ニューヨーク、シカゴ、ロンドンの各証券取引所に上場しています（銘柄コード：MMC）。

マーシュのキャプティブ・ソリューションズ・プラクティスについて

マーシュのキャプティブ・ソリューションズ・プラクティスはキャプティブ・アドバイザリー・グループ、キャプティブ・マネジメント・サービス、そしてキャプティブ・ソリューションズ・アクチュアル・グループから構成されます。世界で 450 名以上の従業員が 1,220 社以上のキャプティブ保険会社にサービスを提供しております。40 年以上 18 カ国にマネジメントオフィスを構える他、世界各国のブローカーオフィスに専門コンサルタントを配置しております。

キャプティブ・アドバイザリー・グループはキャプティブ保険専門のコンサルティング部門です。アドバイザーの専門チームは各地域のキャプティブ保険推進者と協同で、フィージビリティスタディの作成からキャプティブ保険会社のスキーム設計、導入に関するサービスを提供しています。このグループはキャプティブ保険専門のトレーニングも提供しております。

キャプティブ・マネジメント・グループはキャプティブ保険会社の設立、運営管理の業界リーダーです。キャプティブ保険会社の設立決定後から、適切なドミサイル（設立場所）の選択、当局への申請、財務、会計、資金管理、保険サービス等のサービスを提供しております。監査法人、弁護士、アクチュアリー等の外部専門家との関係構築は、各顧客にとって最適な戦略的、経済的利益を保ちながらキャプティブ保険会社が円滑かつコスト効率よく運営されることにつながります。

キャプティブ・ソリューションズ・アクチュアル・グループにはアクチュアリー（保険数理士）有資格者、アクチュアリーアナリストが所属しております。キャプティブ保険会社、自家保険プログラムに特化し、世界の多くのドミサイルにてアクチュアリーサービスを提供しております。

お問合せ

マーシュブローカー・ジャパン株式会社

登録番号 関東財務局長 第29号

リスクファイナンスアドバイザープラクティス

〒163-1438 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 38階

TEL 03-5334-8290 (代表) FAX 03-5371-4512

www.marsh-jp.com

プラクティスリーダー シニアバイスプレジデント

田嶋 英治

03-5334-8288 (直通) eiji.tajima@marsh.com

岩名 裕子

03-5334-8508 (直通) yuko.iwana@marsh.com

当社は、ガイ・カーペンター、マーサーならびにオリバーワイマンを擁する Marsh & McLennan Companies の一員です。

本書（当社が行った提言、分析または助言がある場合はこれらを含み、以下総称して、「当社の分析等」といいます）は、個別の状況に対する助言として理解されることを意図するものではなく、またそのように依拠されるべきものでもありません。本書には、当社の固有かつ秘密の情報が含まれており、当社の事前の書面による同意なしにはいかなる第三者（他の保険代理店、保険仲立人等を含むがこれらに限りません）にも開示できません。保険数理、税務、会計または法務に関する記載があっても、それらは当社の保険ブローカーおよびリスクコンサルタントとしての経験のみに基づくものであり、保険数理、税務、会計または法務に関する助言として依拠されるべきものではありません。それらの問題については、本書をお読みの方（以下、「貴社」といいます）が各自で専門家・アドバイザーに照会頂く必要があります。当社の分析等における数理的モデル、分析または予測は、それぞれ固有の不確実性を有しており、基礎となる仮定、条件、情報または要因が不正確、不完全または不確定である場合、当社の分析等は相当の影響を受ける可能性があります。本書に記載の情報は、信頼に値すると当社が信ずる情報源に基づくものでありますが、当社はその正確性につき何ら表明や保証をするものではありません。当社と貴社の間で別段の合意がある場合を除き、当社は、当社の分析等を最新のものに更新する義務を有せず、貴社または他の第三者に対して、当社の分析等または第三者が貴社もしくは当社に対して提供したいかなるサービスに関しても何らの責任も負いません。当社は、保険約款の適用または保険会社（再保険会社を含む）の財政状態もしくは支払余力について何らの表明や保証をするものでもなく、また特定の補償内容が入手可能かどうかもしくはそのコストまたは契約条件につき、何らの保証をするものでもありません。

Copyright 2013 Marsh Inc. All rights reserved. Compliance MA13-12252 4887

GRAPHICS NO. 13-0302